

財政健全化法に基づく資金不足比率について

1. 概要

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、各公営企業ごとに資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、住民に公表する。

2. 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準（20.0％）以上の場合は、経営健全化計画を定めなければならない。

3. 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(1) 資金の不足額

$$\text{①法適用企業} = \text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - \text{流動資産} - \text{解消可能資金不足額}$$

$$\text{②法非適用企業} = \text{歳出額} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高} - (\text{歳入額} - \text{翌年度に繰り越すべき財源}) - \text{解消可能資金不足額}$$

※解消可能資金不足額とは、事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事例がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

(2) 事業の規模

$$\text{①法適用企業} = \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額}$$

$$\text{②法非適用企業} = \text{営業収益に相当する収入の額} - \text{受託工事収益に相当する収入の額}$$

(単位：％)

区 分	特別会計名	資金不足比率	(比率)
法適用企業	上水道事業会計	－	－157.8
法非適用企業	下水道事業特別会計	－	－7.8
	農業集落排水事業特別会計	－	－7.8

令和元年度決算において、全ての公営企業で資金不足額がないことから、比率はマイナスとなり、「資金不足比率は該当なし」と表現される。